

茅ヶ崎市告示第 210 号

公 示 送 達 書

次の納税義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第364条第2項又は第3項に係る書類を送達したが、返戻されたため住民基本台帳、課税台帳及び現地を調査するも、その住所、居所、事務所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）第10条の規定により公示送達します。

なお、この書類は市民部資産税課に保管して、いつでも送達を受ける者に交付します。

令和8年7月14日

茅ヶ崎市長 佐藤 光



送達を受けるべき者の氏名	備考
薬品 豊子	
川口 芳明	
松葉 明夫	
渡辺 優作	
石塚 碧生	
北沢 譯徽	
藤中 徳雄	通知書番号 590592
藤中 徳雄	通知書番号 802201
松永 美保子	
株式会社おまかせホットライン	
永田 恭兵	

掲 示 期 間

令和8年7月14日から
令和8年7月28日まで